

## 魚沼地区障害福祉組合処務規則

平成10年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除き、魚沼地区障害福祉組合の職員(以下「職員」という。)の服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の基準)

第2条 職員は、施設の特性を認識し、全体の奉仕者として公共の利益のため、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならない。

(服務の基本姿勢)

第3条 職員は、常に品位を保持し、職務を行う場合の対応については、親切かつ丁寧でなければならない。

(管理者の決裁)

第4条 事務(会計管理者の所掌に属する事務を除く。)は、すべて副管理者を通じ、管理者の決裁を経て執行しなければならない。

(文書事務)

第5条 文書の処理及び作成については、魚沼市文書管理規程(平成16年魚沼市訓令第6号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と、「総務課長」とあるのは「園長」と読み替えるものとする。

(勤務の変更)

第6条 園長は、職員の出張若しくは園児又は園生の状況により必要があると認めるときは、職員に割り振った週休日及び勤務時間を変更することができる。

2 勤務を割り振られた職員が、やむを得ない理由により当該勤務に従事することができないことが判明したときは、あらかじめ代替勤務者の承諾を得たうえで、園長の許可を受けなければならない。

(緊急連絡先の届出)

第7条 新たに職員となった者は、任命された日から5日以内に非常の場合等の緊急連絡先を園長に届け出なければならない。住所を変更したときも、また同様とする。

(勤務時間外の登退園)

第8条 職員は、割り振られた勤務時間以外に登園し、又は退園しようとするときは、その時の勤務職員に申し出て確認を受けなければならない。

(準用)

第9条 この規則に定めるものを除くほか、職員の服務等に関しては、魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年魚沼市条例第29号)、魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年魚沼市規則第29号)及び魚沼市職員服務規程(平成16年魚沼市訓令第15号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と、「総務課長」とあるのは「園長」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 魚沼地区障害福祉組合処務規則(平成3年規則第1号)は、廃止する。

附 則(平成16年11月1日規則第2号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成26年2月20日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則によって行った手続その他の行為は、この規則の規定によって行ったものとみなす。